

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

壁紙の張替費用とカーテンの取替費用

Q: 当社は、独身寮について壁紙の張替えと、カーテンの取替えを考えています。壁紙の張替えは1,000万円(材質は従前と同じものを使用)、カーテンの取替えは750万円(1室当たり15万円)の費用がかかる見込みです。これらの費用は、どのように処理することになるのでしょうか。

A: いずれの費用も、修繕費等として損金処理することが認められます。

【解説】

固定資産の修理、改良等のために支出した費用のうち、当該固定資産の通常の維持管理のために要した費用に相当する部分は修繕費となります。

ご質問の壁紙張替えについては、その材質等は従前と同じものを使用することですから、その張替えは現状維持のためのものと判断され、いわゆる通常の維持管理のために行なわれるものと認められます。

次に、カーテンの取替え費用についてですが、カーテンは減価償却資産に該当しますので、その取替えに要した費用は、カーテンの取得価額として処理することになります。

この場合、取得価額が20万円未満かどうかの判定については、カーテンの機能等から勘案して、1室ごとを1単位として取り扱っても差し支えないこととされています。

したがって、ご質問のカーテン取替費用については、1室当たり15万円とのことですから、20万円未満となり取替えをした事業年度で全額損金処理することが認められます。

